

グループホームまゆの里運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人孔子会が運営するグループホームまゆの里（以下「当事業所」という）が実施する、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所は、利用者が落ち着いて安心した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえたサービス提供を、妥当・適切に行う。

- ①利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- ②認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）が、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮する。
- ③従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- ④事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホーム まゆの里
- ② 開設年月日 平成27年3月23日
- ③ 所 在 地 熊本県菊池市泗水町福本780番地
- ④ 電話番号 0968-38-0030
- ⑤ 管理者 野田 雄介

(職員の員数及び職務内容)

第5条 当事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成を行う。

③ 介護職員 11名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。(1ユニット 9名×2)

(介護の内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 健康管理、医療体制

(介護計画の作成)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- ① 保険給付の自己負担額を、別途定める料金表により支払いを受ける。
 - ② 利用料として、食費、居住費、光熱水費等の利用料を別途定める利用料金表により支払いを受ける。
 - ③ 別途料金表に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
2. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座引落によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと
- 2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(事業所利用にあたっての留意事項)

第11条 当事業所の利用にあたって留意事項を以下のとおりとする。

- ① 飲酒は原則的に自由とするが、利用者の疾病、健康状態によっては制限する。また、喫煙は事業所敷地内を全面禁煙とする。
- ② 火気の取扱に関しては、ストーブ、コンロ等の持ち込みは禁止する。
- ③ 洗濯は、原則、当事業所で行うが、クリーニングが必要なものについては、家族、利用者代理人等で対応する。
- ④ 設備・備品の利用については、無断で備品の位置、または形状を変えたり、故意に障害を与えたり、施設外に持ち出すことは禁止する。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込みは、当事業所の生活に支障がない程度とし必ず氏名を明記する。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理は、原則として当事業所では行わない。但し、本人のこずかいに関しては事務所にて管理する。
- ⑦ 宗教活動は、事業所内での生活に支障がない限り、個人の信仰に関しては自由とする。但し、宗教の相違などで他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すことは禁止する。
- ⑧ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ⑨ サービスの提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがある。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第12条 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らさない。個人情報は、別紙「個人情報保護方針」「個人情報利用目的」に基づき取扱う。
- 2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報の提供を行うことができる。

(苦情処理)

- 第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
3. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに、家族及び管理者に報告する。

(身体の拘束等)

第17条 当事業所は、身体拘束その他利用者の行動の制限を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告し、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者を設置する。
- ② 非常災害設備は、常に有効に保時するよう努める。
- ③ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務にあたる。
- ④ 職員に対して防火教育、防火訓練を実施する
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - (2) 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- ⑤ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

(職員の服務規律)

第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当事業所職員の質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人孔子会の就業規則による。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための体制を整備する。

2. 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医、協力医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
3. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(運営推進会議)

第24条 当事業所が行う、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2. 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、行政もしくは地域包括支援センターの職員及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての知識を有する者とする。
3. 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
4. 運営推進会議は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営状況や活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

(その他運営についての重要事項)

第25条 当事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者の負担額及び苦情処理の対応、個人情報情報の使用目的については施設内に掲示する。
3. 本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人孔子会役員会において定めるものとする。

付 則

この規程は、平成27年3月23日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日より改定施行する。

この規定は、令和1年9月1日より改定施行する。

この規定は、令和3年2月1日より改定施行する。

この規定は、令和3年4月15日より改定施行する。